十一　イブプロフェン
十二　イブプロフェンピコノール
十三　インドメタシン
十四　ウフェナマート
十五　エキサラミド
十六　エコナゾール
十七　エバスチン
十八　エピナスチン
十九　エプラジノン
二十　エメダスチン
二十一　オキシコナゾール
二十二　オキシメタゾリン
二十三　オキセサゼイン
二十四　カルボシステイン
二十五　クロトリマゾール（膣カンジダ治療薬に限る。）
二十六　クロモグリク酸
二十七　ケトチフェン
二十八　ケトプロフェン
二十九　ゲファルナート
三十　シクロピロクスオラミン
三十一　ジクロフェナク
三十二　シメチジン
三十三　ジメモルファン
三十四　スルコナゾール
三十五　セチリジン
三十六　セトラキサート
三十七　ソイステロール
三十八　ソファルコン
三十九　チオコナゾール
四十　チキジウム
四十一　チメピジウム
四十二　テプレノン
四十三　テルビナフィン
四十四　トラニラスト
四十五　トリアムシノロンアセトニド
四十六　トリメブチン
四十七　トルシクラート
四十八　トロキシピド
四十九　ニコチン
五十　ニザチジン
五十一　ネチコナゾール
五十二　ピコスルファート
五十三　ビソキサチン酢酸エステル
五十四　ビダラビン
五十五　ヒドロコルチゾン酪酸エステル
五十六　ビホナゾール
五十七　ピレンゼピン
五十八　ピロキシカム
五十九　ファモチジン
六十　フェキソフェナジン
六十一　フェルビナク
六十二　ブチルスコポラミン
六十三　フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）
六十四　ブテナフィン
六十五　プラノプロフェン
六十六　フラボキサート
六十七　プレドニゾロン吉草酸エステル
六十八　ブロムヘキシン
六十九　ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
七十　ヘプロニカート
七十一　ペミロラストカリウム
七十二　ポリエチレンスルホン酸
七十三　ポリエンホスファチジルコリン
七十四　ミコナゾール
七十五　メキタジン
七十六　メコバラミン
七十七　ユビデカレノン
七十八　ラニチジン
七十九　ラノコナゾール
八十　ロキサチジン酢酸エステル
八十一　ロキソプロフェン
八十二　ロペラミド

○厚生労働省告示第百七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十七年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程

第一条中「厚生労働科学研究費補助金」の次に「及び厚生労働行政推進調査事業費補助金」を加える。

第三条第一項中「補助金」を「研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金」に改める。